

優良産廃処理業者認定制度とは？

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度です。平成22年度の廃棄物処理法改正に基づいて創設された制度で、改正法の施行日である平成23年4月1日より運用開始しています。

※根拠規定：廃棄物処理法第14条第2項及び第7項並びに第14条の4第2項及び第7項

1 実績と遵法性

5年以上産廃処理業を営んでいる実績があり、廃棄物処理法に基づく改善命令等の不利益処分を受けていないことです。

5 財務体質の健全性

直前3事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であることや、法人税等を滞納していないことなど、財務体質が健全であることです。

4 電子マニフェスト

電子マニフェストシステム（JWNET）に加入しており、電子マニフェストが利用できることです。

2 事業の透明性

取得した許可の内容や産業廃棄物の処理状況、施設の維持管理状況など、一定の情報について、インターネットにより一定期間以上公表していることです。

3 環境配慮の取組

ISO14001やエコアクション21等の認証を取得しており、環境に配慮して事業を行っていることです。



※各基準の詳しい内容は、環境省産業廃棄物課のマニュアルを、インターネットからダウンロードしてご覧ください。
(下記問合せ先参照)

優良認定業者の情報をどうやって入手するの？

優良認定業者の情報は、産廃情報ネットで入手できます（下記問合せ先参照）。

許可自治体、産業廃棄物の種類などを条件に優良認定業者を検索できます。

みんなのために、地球のために、産業廃棄物処理事業振興財団の産廃情報ネットです。

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
産廃情報ネット
環境と産業の未来のために

ホーム 財団について 事業一覧 関連イベント 刊行物・財団ニュース お問い合わせ

お知らせ

2014.01.21 産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会(13:00～15:00)および汚染土壌運搬担当者講習会(15:30～16:30)を2月21日に開催します。(出席 320)

2014.01.17 優良認定制度の優良基準適合事業者情報(1月15日現在)を更新しました

2013.12.27 「不法投棄等現場の堆積廃棄物の斜面安定性評価方法」を発行しました

事業一覧

債務保証事業 助成事業 適正処理推進事業 PCB等処理推進事業

PCB廃棄物保管事業 汚染土壤関連事業 優良化推進事業 優良産廃処理業者認定制度

経営塾・経営塾OB会 汚染土壤運搬担当者講習会

修了者リスト(検索)

産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会 修了者リスト(検索)

環境配慮契約法(グリーン契約法)とは？

環境配慮契約法は、国及び独立行政法人等ならびに地方公共団体を対象に、入札等による契約の段階で、環境配慮契約の推進を図るもので

平成25年2月に、環境配慮契約法の対象(契約類型)として「産業廃棄物の処理に係る契約」が新たに追加され、契約の際には優良認定業者が有利に取り扱われることになりました。

問合せ先

優良産廃処理業者認定制度
およびその審査について

都道府県・政令市の産業廃棄物担当部局

優良認定業者の検索および
産廃情報ネットについて

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団(TEL 03-3526-0155)
優良化事業推進チーム

地方公共団体における産業廃棄物処理委託役務の発注・契約部局の方へ

産業廃棄物の処理委託時には
環境配慮契約法(グリーン契約法)に
則って入札し、業者選定を行いましょう！



環境配慮契約法(グリーン契約法)とは？

環境配慮契約法は、国及び独立行政法人等ならびに地方公共団体を対象に、入札等による契約の段階で、環境配慮契約の推進を図るもので

平成25年2月に、環境配慮契約法の対象(契約類型)として

「産業廃棄物の処理に係る契約」が新たに追加され、

契約の際には優良認定業者が有利に取り扱われることになりました。

環境省
公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 編集



インターネットで
関連動画を公開中！

産業廃棄物の処理に係る契約における環境配慮契約(グリーン契約)の狙い

温室効果ガス等の排出削減や適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力や実績等を考慮した事業者の選定が行えます。

特に適正処理の観点から

産業廃棄物の不法投棄は撲滅に至らず、
不適正処理も多く発生。

排出事業者は、委託基準遵守や注意義務を怠った結果、
委託した業者が不法投棄や過剰保管した場合、
措置命令が出される場合があります。

排出事業者責任強化の一環で実地確認が努力義務化 (H22廃棄物処理法改正)

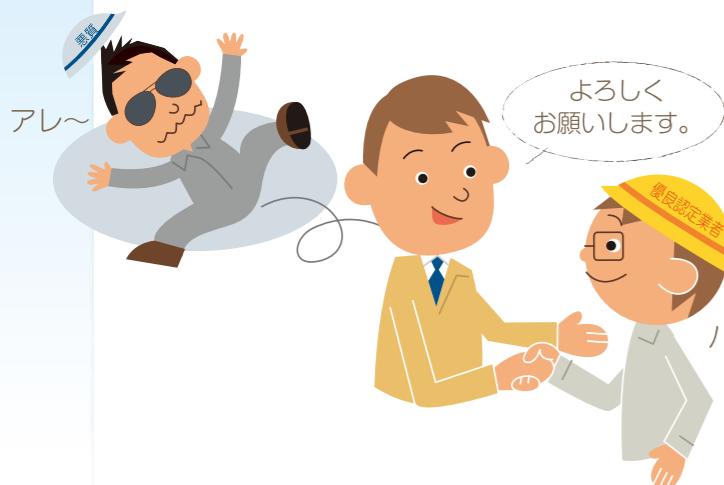
第九 排出事業者による処理の状況に関する確認の努力義務の明確化

事業者が委託先において産業廃棄物の処理が適正に行われていることを確認する方法としては、
●処理を委託した処理業者の施設を実地に確認する方法
●優良認定業者が公表している、産業廃棄物の処理状況や施設の維持管理の状況に関する情報により間接的に確認する方法が考えられる。

※詳細は、環境省通知、環廃産発第110204002号、平成23年2月4日を参照ください。

優良認定業者に委託している場合は、処理状況を公表情報により 間接的に確認可能

▶処理状況確認の効率化(実地確認の確認項目や実施頻度を減らして管理負担低減)



地方公共団体から発生する主な産業廃棄物

例 廃蛍光管、事務机・椅子、什器、梱包資材、発泡スチロール、食器類、油類(廃食用油、鉱物油)、ビルピット汚泥、グリストラップ汚泥など

ハイ! このほか、県立高校・大学でも同様の廃棄物が発生し、県立(地方独立行政法人)病院などからは感染性医療廃棄物も発生します。

※食堂から発生する可燃ごみ(厨芥、紙くず等)や事務所紙ごみ、段ボールは一般廃棄物です。

環境配慮契約の手続き

環境配慮契約では、地方公共団体は各団体の実情を考慮して「契約方針」を定めることになっていきます。法第4条(責務)、第11条(環境配慮契約の推進)

参考 国における環境配慮契約法の基本方針

産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項

▶産業廃棄物の処理に係る契約のうち、入札に対する契約については、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出削減に関する取組の状況並びに適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力及び実績等を定めた上で、据切り方式によるものとする。

▶据切り方式による具体的な入札条件については、処理する産業廃棄物の特性を踏まえ、調達者において設定するものとする。

参考 据切り方式*による評価の例 *据切り方式とは、入札時に提示される評価項目において一定以上の得点を取得した事業者がのみが入札に参加できる入札方式です。

産業廃棄物処理では、収集運搬と中間処理を委託する場合が一般的です。

基本項目のみ評価する場合の例

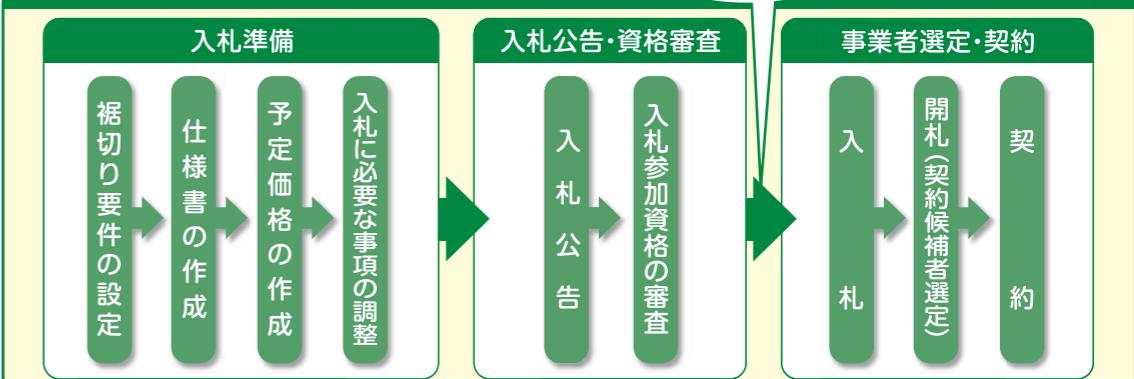
評価項目	区分(評価)例	配点例
① 環境/CSR報告書	環境/CSR報告書の作成・公表を実施	10
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
③ 従業員への研修・教育	従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
環境配慮への取組状況(小計)	—	25
① 優良適性(遵法性)	特定不利益処分を5年間受けていないこと	10
② 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
③ 環境配慮の取組	ISO14001、エコアクション21等の認証取得	10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能	10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10
優良認定への適合状況(小計)	—	50
合計	—	75

上記項目についてポイント制で評価し、例えば、満点の6割以上の点数を獲得した事業者に入札参加資格を付与するとした場合、優良認定を取得していると、優良認定への適合状況の①～⑤で50点獲得し、据切り要件(満点の60%＝45点)を満たすこととなります。



参考

据切り方式による入札手続き



▶入札公告・資格審査の段階の「入札参加資格の審査」は据切り要件に照らし、入札参加希望者から提出された参加資格に係る詳細根拠資料等の審査を実施

※詳細は、産業廃棄物の処理に係る契約に関するチェックリスト等の関連資料を参照

http://www.env.go.jp/policy/ga/bp_mat.html